

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 11 号

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則（平成 3 年豊橋市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、豊橋市二川宿本陣資料館条例（平成 3 年豊橋市条例第 23 号。以下「条例」という。）<u>第 19 条</u>の規定に基づき、<u>豊橋市二川宿本陣資料館及びその附属施設（以下「資料館」という。）</u>の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 2 条 <u>資料館</u>の開館時間は、<u>午前 9 時から午後 5 時まで</u>とする。ただし、教育委員会（商家「<u>駒屋</u>」にあつては、<u>指定管理者</u>）が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>2 <u>豊橋市二川宿本陣資料館</u>の入館時間は、<u>午前 9 時から午後 4 時 30 分</u>までとする。ただし、教育委員会が必要と認</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、豊橋市二川宿本陣資料館条例（平成 3 年豊橋市条例第 23 号。以下「条例」という。）<u>第 10 条</u>の規定に基づき、<u>条例の施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 2 条 <u>豊橋市二川宿本陣資料館（以下「資料館」という。）</u>の開館時間は、<u>午前 9 時 30 分</u>から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が必要<u>がある</u>と認めたときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>2 <u>資料館</u>の入館時間は、<u>午前 9 時 30 分</u>から午後 4 時 30 分までとする。ただし、教育委員会が必要<u>があると</u>認めた</p>

めたときは、入館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会(商家「駒屋」にあっては、指定管理者)が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 1月5日から12月28日までの月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日及び12月29日から同月31日まで

(観覧券の交付)

第4条 条例第6条の規定により、豊橋市二川宿本陣資料館に入館しようとする者は、入館料の納付と引換えに、観覧券(様式第1)の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、納入通知書による後納その他教育委員会が適当と認める手続によることができる。

2 (略)

(前売券の交付)

第5条 教育委員会は、豊橋市二川宿本陣資料館に入館しようとする者に対しては、前条第1項の観覧券に代えて、

ときは、入館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(観覧券の交付)

第4条 条例第4条の規定により、資料館に入館しようとする者(以下「入館者」という。)は、入館料の納付と引換えに観覧券(様式第1)の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、納入通知書による後納その他教育委員会が適当と認める手続によることができる。

2 (略)

(前売券の交付)

第5条 教育委員会は、入館者に対しては、前条第1項に規定する観覧券に代えて前売観覧券(様式第2。以下「前

前売観覧券（様式第2。以下「前売券」という。）を交付することができる。

2 （略）

（優待券等の発行）

第6条 教育委員会が特に必要と認めるときは、優待券又は招待券を発行することができる。

（資料の利用）

第7条 条例第7条第1項の規定により、資料（条例第2条に規定する資料をいう。以下同じ。）の閲覧、複写、撮影等をしようとする者は、資料利用申請書（様式第3）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用の申請手続等）

第8条 条例第8条第1項の規定により、商家「駒屋」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める申請期間内に使用承認申請書（様式第3の2）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、使用が引き続き6日を超えるものは、これを承認しない。ただし、指定管理者が教育委員会の定める特別の事由に該当すると認めるときは、この限りでない。

（使用承認書の交付等）

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、使用承認書（様式第3の3）を申請者に交

売券」という。）を交付することができる。

2 （略）

（優待券等の発行）

第6条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、優待券又は招待券を発行することができる。

（資料の利用）

第7条 条例第5条第1項の規定により資料（条例第2条に規定する資料をいう。以下同じ。）の閲覧、複写、撮影等をしようとする者は、資料利用申請書（様式第3）を教育委員会に提出しなければならない。

（手数料の減免）

第8条 条例第6条の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

付する。

2 前項の規定による承認を受けた者
(以下「使用者」という。)は、商家
「駒屋」を使用するときは、前項の使用承認書を指定管理者に提示して、その指示を受けなければならない。

(入館料の減免)

第10条 条例第9条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 免除

ア 市長の発行する敬老バッジ又はシルバー優待カードの所持者が豊橋市二川宿本陣資料館に入館するとき。

イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びこれらの者の引率者が豊橋市二川宿本陣資料館に入館するとき。

ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が豊橋市二川宿本陣資料館に入館するとき。

エ 東三河広域連合の交付するほの国こどもパスポートの所持者が豊橋市二川宿本陣資料館に入館するとき。

(入館料の減免)

第9条 条例第6条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 免除

ア 市長の発行する敬老バッジ又はシルバー優待カードの所持者が資料館に入館するとき。

イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びこれらの者の引率者が資料館に入館するとき。

ウ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の小・中学校の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が資料館に入館するとき。

エ 東三河広域協議会の交付するほの国こどもパスポートの所持者が資料館に入館するとき。

(2) 減免

ア 市長が特別の事由があると認め
たとき。

2 前項第1号ウ又は第2号の規定によ
り入館料の減免を受けようとする者
は、入館料減免申請書（様式第4）を
市長に提出しなければならない。

3 (略)

(手数料の減免)

第11条 条例第9条の規定により、手
数料の減免を受けようとする者は、手
数料減免申請書（様式第5）を市長に
提出しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第9条の規定により、使
用料を減免することができる場合は、次
のとおりとする。

(1) 免除

ア 市又は市の機関が主催し、又は
他の団体と共催する行事に使用す
るとき。

イ その他市長が特別の事由がある
と認めたとき。

(2) 減免

ア 市長が特別の事由があると認め
たとき。

2 前項第1号イ又は第2号の規定によ
り、使用料の減免を受けようとする者
は、使用料減免申請書（様式第5の
2）を市長に提出しなければならない。
い。

(2) 免除又は減額

ア 市長が特別の事情があると認め
たとき。

2 前項第1号ウ及び第2号の規定によ
り入館料の免除又は減額を受けよう
とする者は、入館料減免申請書（様式第
5）を市長に提出しなければならない
い。

3 (略)

(使用承認の取消し及び変更手続)

第13条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消申請書（様式第5の3）に使用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者は、承認を受けた事項の変更を受けようとするときは、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める申請期間内に、使用承認変更申請書（様式第5の4）に使用承認書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 前項の場合において、使用者は、承認を受けた事項の変更の承認により、既に納付した使用料に不足を生じたときは、市長に当該不足額を直ちに納付しなければならない。

(入館料等の還付)

第14条 条例第14条ただし書の規定により既納の入館料、使用料又は手数料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 入館料又は手数料

ア 豊橋市二川宿本陣資料館に入館しようとする者の責に帰することができない事由で入館し、又は資料の利用をすることができなくなったとき。

イ その他市長が特別の事由がある

(入館料等の還付)

第10条 条例第7条ただし書の規定により既納の入館料又は手数料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 入館者の責に帰することのできない事由で入館し、又は資料の利用等をすることができなくなったとき。

と認めたとき。

(2) 使用料

ア 指定管理者が、条例第13条第1項第2号の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。

イ 使用者の責に帰することができない事由で使用できなかったとき。

ウ 使用者が、教育委員会が定める日までに使用の承認の取消しを申し出て、教育委員会が相当の事由があると認めたとき。

(秩序の保持等)

第15条 使用者は、指定管理者が施設内外の秩序を保つため必要と認めたときは、整理人を置かなければならない。

2 使用者は、指定管理者の入場を拒むことはできない。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、条例第15条の規定により、原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第17条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は喫煙しないこと。

(3) 教育委員会（商家「駒屋」にあ

(2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

っては、指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けないで、物品を販売し、又は陳列しないこと。

(4) 教育委員会の許可を受けないで、印刷物、看板等を掲示しないこと。

(5) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(6) その他管理上必要な教育委員会の指示に反する行為をしないこと。

(資料の館外貸出し)

第18条 (略)

2 (略)

(資料の寄託)

第19条 (略)

2・3 (略)

(委任)

第20条 (略)

(資料の館外貸出し)

第11条 (略)

2 (略)

(資料の寄託)

第12条 (略)

2・3 (略)

(委任)

第13条 (略)

様式第3の次に次の2様式を加える。

<省略>

様式第 4 及び様式第 5 を次のように改める。

<省略>

様式第 5 の次に次の 3 様式を加える。

<省略>

様式第 6 から様式第 8 までを次のように改める。

<省略>

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条第1項第1号ウ及びエの改正（「資料館」を「豊橋市二川宿本陣資料館」に改める部分を除く。） 平成27年4月1日
- (2) その他の改正 平成27年11月1日